

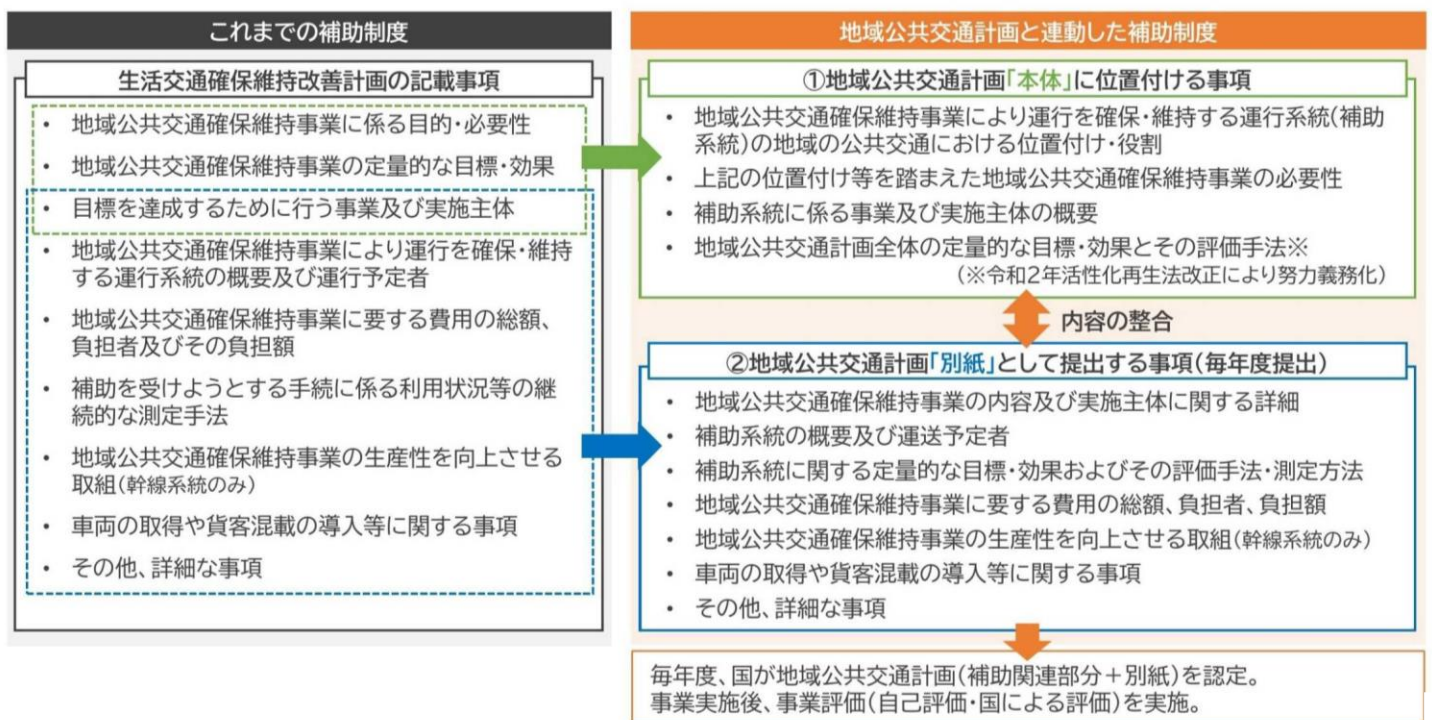
地域公共交通計画と補助制度の連動化に伴う

庄原市地域公共交通計画の見直しについて

1. 趣旨

現在、国は地域公共交通の維持に対する支援として、「地域公共交通確保維持事業」に基づき支援（幹線系統補助、フィーダー系統補助等）を行っている。これまでの補助制度では、補助要件として地域公共交通計画の作成や、同計画における補助系統の位置付け等を求めていなかったが、真に公的負担により確保・維持が必要な系統等に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正と合わせる形で、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が行われた。

上記の補助要件化に伴い、今後、補助事業を活用するためには、補助系統の地域の公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性等について、地域公共交通計画への記載が必要であるため、庄原市地域公共交通計画の見直しを行う。



2. 連動化に伴う経過装置期間

令和6年事業年度(令和5年10月1日～令和6年9月30日事業分)までは、経過措置により従前の生活交通確保維持改善計画による認定を受けることが可能であるが、令和7年事業年度(令和6年10月1日～令和7年9月30日事業分)以降は、連動化に対応した計画の作成が必須となる。

3. 今後の流れ

令和3年5月に計画策定した庄原市地域公共交通計画へ、補助系統の位置付けや定量的な目標・効果等の記載作業を行うため、計画見直し支援として業務委託を行う。

(1) 業務委託先

株式会社バイタルリード広島支店（広島市安佐南区緑井5丁目17番5号）

【選定理由】

当該業者は、庄原市地域公共交通計画及び地域別実施計画に係る策定支援実績があり、当市の交通状況等に精通しているため。

(2) 予算

- ・業務委託料 605,000円（庄原市からの負担金）

(3) スケジュール

8月28日	地域公共交通会議にて計画見直しの協議
9月	業務委託契約
2月末	計画見直し完了予定